

○ 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和五十一年郵政省告示第八十七号）の一部を改正する告示
新旧対照表

改正案	現行												
<p>1 (略)</p> <p>2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合(設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。)</p> <table border="1" data-bbox="266 624 1052 1002"> <thead> <tr> <th>工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th>適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計</td> <td>当該機器の全部について、検定合格機器（<u>施行規則第十一条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。</u>以下同じ。）に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	1 (略)		2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計	当該機器の全部について、検定合格機器（ <u>施行規則第十一条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。</u> 以下同じ。）に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)	<p>1 (略)</p> <p>2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合(設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。)</p> <table border="1" data-bbox="1133 624 1919 975"> <thead> <tr> <th>工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th>適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計</td> <td>当該機器の全部について、検定合格機器に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 (略)</p> <p>3～9 (略)</p>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	1 (略)		2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計	当該機器の全部について、検定合格機器に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件												
1 (略)													
2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計	当該機器の全部について、検定合格機器（ <u>施行規則第十一条の五に基づき型式検定を要しない機器とされたものを含む。</u> 以下同じ。）に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)												
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件												
1 (略)													
2 衛星非常用位置指示無線標識、搜索救助用レーダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の工事設計	当該機器の全部について、検定合格機器に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合(新たな工事設計として追加する場合を含む。)												

附 則

この告示は、公布の日から施行する。